

【学生が教員を相手方として申し立てる場合のキャンパス・ハラスメントとクレーム・コミッティの窓口】

クレーム・コミッティ制度について

受講している科目の授業内容や授業方法に関する改善の要望がある場合は、所属学部・研究科事務室または各キャンパスの教務センターに相談してください。

学生からの申し出を受けて、各学部等のクレーム・コミッティが授業担当者から事実関係を調査し、原因や対策について回答します。

なお、いかなる場合であっても、相談者の学生IDや氏名が授業担当者に明かされることはなく、また相談によって決して不利益を被ることはありません。

採点質問について

成績評価に関する質問や異議申し立てをしたい場合は、定められた成績通知日から1週間以内に所属学部・研究科事務室または各キャンパスの教務センターに採点質問票を提出してください。

あなたは、同志社大学の学部または大学院の在籍学生ですか？

NO

YES

相談事項は、同志社大学の教員（嘱託講師等を含む）に関することですか？

NO

YES

相談事項は、授業内容・指導方法に関することですか？

NO

YES

相談事項は、授業・指導時の教員の言動に関することですか？

NO

YES

あなたが不快に感じた教員の言動は、性的な事柄と無関係ですか？

NO

YES

あなたが不快に感じた教員の言動は、あなたの授業中の発言や態度、研究に対する否定的評価ですか？

NO

YES

あなたが希望する解決方法は、次のうちどれですか？

- ① 教員が自らの授業内容、指導方法、評価方法を改める。
- ② 教員に対して、謝罪あるいは処分（懲戒を含む）を求める。
- ③ 上記①、②のいずれでもない。

あなたは、相手方からの、あなたの意に反する性的又は不当な言葉や行為によって、何らかの不利益・精神的苦痛を被っていますか？

①・③

あなたの相談事項は、所属学部・研究科のクレーム・コミッティ制度等で解決が図られる可能性があります。
窓口は、所属学部・研究科事務室または各キャンパスの教務センターとなります。

②

あなたの相談事項は、キャンパス・ハラスメントに該当する可能性があります。
窓口は、キャンパス・ハラスメント相談員となります。

YES

NO

あなたの相談事項は、キャンパス・ハラスメントに該当しません。また、クレーム・コミッティ制度の対象でもありません。